

●香川県告示第389号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、平成28年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会 高松市中野町23番2号	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで
土器川公園	丸亀市 丸亀市大手町2丁目3番1号	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで